

第7回 九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と 県営水道の統合協議会

日 時：令和6年7月18日(木)午後1時30分から
場 所：千葉県庁本庁舎5階 特別会議室
(Web 開催)

次 第

1 あいさつ

2 協議事項

- 協議第1号 出資金・負担金の整理について
- 協議第2号 浄水場整備事業の取扱いについて
- 協議第3号 取水、導水、送水管改良事業の取扱いについて
- 協議第4号 水道施設耐震化改良事業の取扱いについて
- 協議第5号 緊急時の応援協定の取扱いについて
- 協議第6号 財政収支計画（基本的な考え方・料金体系）について

3 報告事項

- 報告第1号 事務事業の調整結果について

4 その他

協議第 1 号

出資金・負担金の整理について

出資金・負担金の整理について、次のとおり提案する。

令和 6 年 7 月 1 8 日

九十九里地域・南房総地域の水道用水
供給事業体と県営水道の統合協議会
会 長 熊 谷 俊 人

出資金・負担金の整理（調整項目番号 32）

両企業団においては、その設立等にあたり、構成市町村からの出資及び負担を受けて施設の整備・取得を進めてきたところである。

両企業団が構成市町村の出資・負担により取得した資産については、「九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合に関する覚書」（以下、「覚書」という）第 3 条第 1 項の規定に基づき、両企業団から千葉県企業局に無償で引き継ぐものとする。

構成市町村の出資による権利については、覚書第 4 条第 1 項の規定に基づき、千葉県企業局に引き継がれないこととする。

なお、構成市町村の出資債の残額については、市町村がこれを保有し、返済する。

【参考】覚書抜粋

（資産等の引継ぎ）

第 3 条 統合後において水道用水供給事業の用に供する資産及び負債については、両企業団から千葉県企業局に無償で引き継ぐものとする。

（市町村の両企業団に係る出資金及び負債の取扱い）

第 4 条 構成市町村の出資による権利の取扱いについては、両企業団が解散する際に消滅することから、出資による権利は千葉県企業局に引き継がれないこととする。

2 出資債残額については市町村が保有し、返済する。

協議第 2 号

浄水場整備事業の取扱いについて

浄水場整備事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

令和 6 年 7 月 1 8 日

九十九里地域・南房総地域の水道用水
供給事業体と県営水道の統合協議会
会 長 熊 谷 俊 人

浄水場整備事業（調整項目番号 74）

両企業団の浄水施設のうち、土木・建築構造物については法定耐用年数を超過していないものの、電気設備、機械設備等の設備類は法定耐用年数を超過している施設が多いことから、安定給水を維持するため、計画的に更新することとする。

なお、計画の策定にあたっては、目標使用年数を設定し、年度ごとの事業量の妥当性についても勘案した上で、重要度や健全度を踏まえ、設備類の老朽化対策を施設整備計画に位置付けていく。

【参考】

- 1 「水道の基盤を強化するための基本的な方針」（令和元年厚生労働省告示第 1 3 5 号）に基づき、水道事業者等は、適切な資産管理を求められ、「水道施設の状況を的確に把握し、漏水事故等の発生防止や長寿命化による設備投資の抑制等を図りつつ、水需要の将来予測等を含めた長期的な視点にたって、計画的に水道施設の更新を進めていくこと」とされている。
- 2 両企業団の水道施設（土木・建築除く）は、老朽化が進んでおり、現状で法定耐用年数を超過している資産は半数を超え、更新を行わなければ統合後 2 0 年目には 9 割を超える見通しである。

○法定耐用年数を超過した水道施設（土木・建築除く）の割合

	令和 4 年度末	令和 17 年度末 (統合後 10 年目)	令和 27 年度末 (統合後 20 年目)
九十九里（企）	55. 9%	67. 4%	90. 0%
南房総（企）	65. 8%	90. 1%	99. 7%

協議第 3 号

取水、導水、送水管改良事業の取扱いについて

取水、導水、送水管改良事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

令和 6 年 7 月 1 8 日

九十九里地域・南房総地域の水道用水
供給事業体と県営水道の統合協議会
会 長 熊 谷 俊 人

取水、導水、送水管改良事業（調整項目番号 119）

令和 4 年度末時点で、九十九里地域水道企業団では、法定耐用年数を超過している管路が半数を超え老朽化が進んでおり、南房総広域水道企業団では、法定耐用年数を超過している管路はないものの、将来的には老朽化が見込まれることから、老朽化の度合いを踏まえつつ、安定給水を維持するため、計画的に更新することとする。

なお、計画の策定にあたっては、目標使用年数を設定し、年度ごとの事業量の妥当性についても勘案した上で、管路の老朽化対策を施設整備計画に位置付けていく。

【参考】

- 1 「水道の基盤を強化するための基本的な方針」（令和元年厚生労働省告示第 1 3 5 号）に基づき、水道事業者等は、適切な資産管理を求められ、「水道施設の状況を的確に把握し、漏水事故等の発生防止や長寿命化による設備投資の抑制等を図りつつ、水需要の将来予測等を含めた長期的な視点にたって、計画的に水道施設の更新を進めていくこと」とされている。
- 2 九十九里地域水道企業団の浄水施設の建設にあわせて布設された管路は、老朽化が進んでおり、現在、法定耐用年数を超過している管路は半数を超え、更新を行わなければ、統合後 2 0 年目には 9 割を超える見通しである。
- 3 南房総広域水道企業団の供用開始時に布設された管路は、現在、法定耐用年数を超過している管路はないが、更新を行わなければ、統合後 2 0 年目には 9 割を超える見通しである。

○法定耐用年数を超過した管路の割合

	延長	令和 4 年度末	令和 17 年度末 (統合後 10 年目)	令和 27 年度末 (統合後 20 年目)
九十九里（企）	85.8km	59.8%	72.4%	95.2%
南房総（企）	176.1km	0.0%	0.0%	98.7%

※更新を行わない場合の見通し

協議第 4 号

水道施設耐震化改良事業の取扱いについて

水道施設耐震化改良事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

令和 6 年 7 月 1 8 日

九十九里地域・南房総地域の水道用水
供給事業体と県営水道の統合協議会
会 長 熊 谷 俊 人

水道施設耐震化改良事業（調整項目番号 75）

九十九里地域水道企業団では、浄水施設・管路の一部が耐震化されていない状況であり、南房総広域水道企業団では、浄水施設は耐震化されているものの、管路の一部が耐震化されていない状況であることから、安定給水を確保するため、施設整備計画に耐震化事業を位置付け、耐震化を計画的に促進することとする。

【参考】

- 1 水道法に基づき、主要な施設の耐震性については、レベル 2 地震動に対して生ずる損傷が軽微であって、当該施設の機能に重大な影響を及ぼさないこととされ、「水道の基盤を強化するための基本的な方針」（令和元年厚生労働省告示第 1 3 5 号）では、水道事業者等は、「水道施設の耐震化計画を策定し、計画的に耐震化を進め、できる限り早期に水道法第 5 条の規定に基づく施設基準への適合を図ること。」が求められている。
- 2 両企業団の耐震化の状況は下表のとおりであり、九十九里地域水道企業団ではこれまでも主要な施設の耐震化に取り組んでいる。

○耐震化の状況（令和 4 年度末現在）

	浄水施設耐震化率	浄水池耐震化率	基幹管路耐震適合率
九十九里（企）	55. 4%	77. 0%	78. 3%
南房総（企）	100. 0%	100. 0%	95. 0%

協議第 5 号

緊急時の応援協定の取扱いについて

緊急時の応援協定の取扱いについて、次のとおり提案する。

令和 6 年 7 月 1 8 日

九十九里地域・南房総地域の水道用水
供給事業体と県営水道の統合協議会
会 長 熊 谷 俊 人

緊急時の応援協定（調整項目番号 115）

1 他事業体との相互応援協定

- ・各団体ともに参画している「千葉県水道災害相互応援協定」及び「日本水道協会千葉県支部災害時相互応援に関する協定」については、両企業団の解散後も、災害等緊急時の対応に必要であるため、統合後の用水供給事業として協定が有効となるよう、統合時までに協定締結者の変更など必要な手続きを行うこととする。
- ・企業局では県外の他事業体との応援協定を個別に締結していることから、統合後の用水供給事業としてより効果的な応援体制となるよう、統合後速やかに検討を進める。

2 工事業者等との協定

- ・災害等緊急時に速やかに対応できるよう、九十九里地域水道企業団は、土木業者、設備業者及び資材メーカーと、南房総広域水道企業団は、土木業者及び資材メーカーとそれぞれ協定を締結していることから、統合後も各協定を当面の間継続するよう、統合時までに協定締結者の変更など必要な手続きを行うこととする。
- ・南房総広域水道企業団は、協定を締結していない設備業者との協定を統合時までに締結し、統合後も当面の間継続するよう調整する。
- ・企業局では土木業者の協定を業界団体と締結しており、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団ではそれぞれ個別事業者と協定を締結しているなど、各団体の協定には締結先などに相違があることから、統合後の用水供給事業としてより効果的な応援体制となるよう、統合後速やかに検討を進める。

3 燃料供給に関する協定

- ・災害等緊急時における燃料確保のため、九十九里地域水道企業団は石油販売業者と災害時の供給協定を締結しており、統合後も当面の間継続することとし、統合時までには協定締結者の変更など必要な手続きを行うこととする。
- ・南房総広域水道企業団は、石油販売業者と燃料供給に関する協定を締結していないが、災害等緊急時の燃料調達を円滑にするため、統合時までには石油販売業者と協定を締結し、統合後も当面の間継続するよう調整する。
- ・企業局では燃料協定の締結先を業界団体とするなど、各団体の協定には締結先などに相違があることから、統合後の用水供給事業としてより効果的な応援体制となるよう、統合後速やかに検討を進める。

【参考】

- 1 水道法第39条の2の規定により「国、都道府県、市町村及び水道事業者等並びにその他の関係者は、災害その他非常の場合における応急の給水及び速やかな水道施設の復旧を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない」とされている。
- 2 「水道の基盤を強化するための基本的な方針」（令和元年厚生労働省告示第135号）に基づき、水道事業者等は、水道の強靱化が求められ、「災害時における他の水道事業者等との相互応援体制及び水道関係団体等との連携体制を構築すること」とされている。
- 3 「千葉県地域防災計画」において、県の防災体制の整備として、「県は、円滑な応急対策の実施、災害復旧・復興のため、事業者との協定の締結等連携強化に努めること」、「県及び市町村は、あらかじめ、石油販売業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進すること」が示されている。

○水道法（昭和三十二年法律第百七十七号） 抜粋

（基本方針）

第五条の二 国土交通大臣は、水道の基盤を強化するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 水道の基盤の強化に関する基本的事項
- 二 水道施設の維持管理及び計画的な更新に関する事項
- 三 水道事業及び水道用水供給事業（以下「水道事業等」という。）の健全な経営の確保に関する事項
- 四 水道事業等の運営に必要な人材の確保及び育成に関する事項
- 五 水道事業者等の間の連携等の推進に関する事項
- 六 その他水道の基盤の強化に関する重要事項

（災害その他非常の場合における連携及び協力の確保）

第三十九条の二 国、都道府県、市町村及び水道事業者等並びにその他の関係者は、災害その他非常の場合における応急の給水及び速やかな水道施設の復旧を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

○「水道の基盤を強化するための基本的な方針」 抜粋

第 1 水道の基盤の強化に関する基本的事項

1 水道事業等の現状と課題

我が国の水道は、平成二十八年度末において九十七．九％という普及率に達し、水道は、国民生活や社会経済活動の基盤として必要不可欠なものとなっている。

一方で、高度経済成長期に整備された水道施設の老朽化が進行しているとともに、耐震性の不足等から大規模な災害の発生時に断水が長期化するリスクに直面している。（略）

2 水道の基盤の強化に向けた基本的な考え方

1 に掲げる課題に対応し、平成二十五年三月に策定された新水道ビジョンの理念である「安全な水の供給」、「強靱な水道の実現」及び「水道の持続性の確保」を目指しつつ、法に掲げる水道施設の維持管理及び計画的な更新、水道事業等の健全な経営の確保、水道事業等の運営に必要な人材の確保及び育成等を図ることにより、水道の基盤の強化を図ることが必要である。

その際、地域の実情に十分配慮しつつ、以下に掲げる事項に取り組んでいくことが重要である。

- (1)法第二十二條の四第二項に規定する事業に係る収支の見通しの作成及び公表を通じ、長期的な観点から水道施設の計画的な更新や耐震化等を進めるための適切な資産管理を行うこと。

第2 水道施設の維持管理及び計画的な更新に関する事項

1 水道の強靱化

水道は、飲料水や生活に必要な水を供給するための施設であるため、災害その他の非常の場合においても、断水その他の給水への影響ができるだけ少なくなり、かつ速やかに復旧できるよう配慮されたものであることが求められる。特に主要な施設の耐震性については、レベル2地震動(当該施設の設置地点において発生するものと想定される地震動のうち、最大規模の強さを有するものをいう。)に対して、生ずる損傷が軽微であって、当該施設の機能に重大な影響を及ぼさないこととされ、当該地震動の災害時も含め法第五条の規定に基づく施設基準への適合が義務づけられている。しかしながら、大規模改造のときまでは適用しない旨の経過措置が置かれており、現状の水道施設は十分に耐震化が図られていると言える状況にはなく、大規模な地震等の際には長期の断水の被害が発生している。

このため、水道事業者等においては、以下に掲げる取組を行うことが重要である。

- (1)水道施設の耐震化計画を策定し、計画的に耐震化を進め、できる限り早期に法第五条の規定に基づく施設基準への適合を図ること。
- (2)災害時における他の水道事業者等との相互援助体制及び水道関係団体等との連携体制を構築すること。(略)

○「新水道ビジョン」(平成25年3月 厚生労働省) 抜粋

第5章 取り組みの目指すべき方向性

5.1.2 強靱な水道

強靱の観点からみた水道の理想像は、老朽化した施設の計画的な更新により、平常時の事故率は維持もしくは低下し、施設の健全度が保たれ、水道施設の耐震化やバックアップ体制、近隣水道事業者とのネットワーク網を構築することにより、自然災害等による被災を最小限にとどめる強いしなやかな水道が実現され、水道施設が被災した場合であっても、迅速に復旧できるしなやかな水道が構築されることです。

(略)

- ・水道施設の健全度が低下しないよう定期的な診断・評価が行われ、適正に施設更新が維持されており、全国の基幹管路、浄水場、配水池の全てが、電気・機械・計装設備も含めて耐震化されている。また、基幹管路以外の

管路や給水管についても、適切な材質や仕様が採用され耐震性が向上している。

○「千葉県版水道ビジョン」（令和元年 9 月 千葉県） 抜粋

第 3 章 将来における県内水道の理想像

（略）

第 3 節 【強靱】災害時にも確実に水を届ける施設・体制の強化

・ 基幹管路・配水支管の全てが耐震適合性のある管路であり、また、浄水場、配水池の全てが設備も含めて耐震化されている。（略）

○防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策に関する中長期目標一覧

（令和 2 年 1 2 月 内閣官房） 抜粋

	対策名	対策の内容	中長期の目標	5 年後の状況 （令和 7 年度）
70-2	上水道管路の耐震化対策	<u>基幹管路の耐震化を実施する。</u>	上水道の基幹管路の耐震性強化等を図ることにより、地震による大規模かつ長期的な断水を減少させる。 全国の基幹管路の耐震適合率 現状：40.3%（平成 30 年度） 中長期の目標：60%（令和 10 年度） <u>本対策による達成目標の変更</u> <u>50 %（令和 4 年度）→ 60 %（令和 10 年度）</u> ※基幹管路の耐震化のペースを緊急対策前の約 1,300 km/年 から約 2,000 km/年に加速化させる対策を引き続き実施	全国の基幹管路の耐震適合率達成目標： <u>54%</u>

○「千葉県地域防災計画（令和 5 年度修正）」（令和 5 年 6 月 千葉県防災会議）

抜粋

第 2 章 災害予防計画

第 1 3 節 防災体制の整備

1 県の防災体制の整備（全庁）

(10) 事業者との連携

県は、円滑な応急対策の実施、災害復旧・復興のため、事業者との協定の締結等連携強化に努めるとともに、（略）

(12) 燃料の供給体制の整備

県及び市町村は、あらかじめ、石油販売業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

協議第 6 号

財政収支計画（基本的な考え方・料金体系）について

財政収支計画（基本的な考え方・料金体系）について、別紙のとおり提案する。

令和 6 年 7 月 1 8 日

九十九里地域・南房総地域の水道用水
供給事業体と県営水道の統合協議会
会 長 熊 谷 俊 人

財政収支計画（基本的な考え方・料金体系）について

1 基本的な考え方

- (1) 地方公営企業法や水道法の趣旨を踏まえ、合理的かつ能率的な経営を行うとともに、適正な原価を基準とした料金を徴することにより、健全な経営を維持する。
- (2) 将来にわたる安定給水を確保できるよう、老朽化が進み、耐震性に欠ける施設・設備の計画的な更新を行うため作成する施設整備計画を財政収支計画に反映させる。
- (3) 健全な経営を持続していくためには、定期的に適正な原価を反映させる必要があることから、5年毎に収支見直しを見直すこととし、収支状況に応じて料金改定を検討する。
- (4) 第4回協議会で、「統合後の一定期間は地域別料金制を導入し、その後に統一することも選択肢の一つとして検討する」としていたところであり、九十九里地域と南房総地域の供給単価に差がある現状等を踏まえ、統合後10年間は地域別に区分して経理し、11年目に統一する。
- (5) 団体ごとに、これまでの高料金対策の程度に差があることを考慮し、受水団体ごとに基本料金を調整する。

2 財政収支見通し

基本的な推計条件

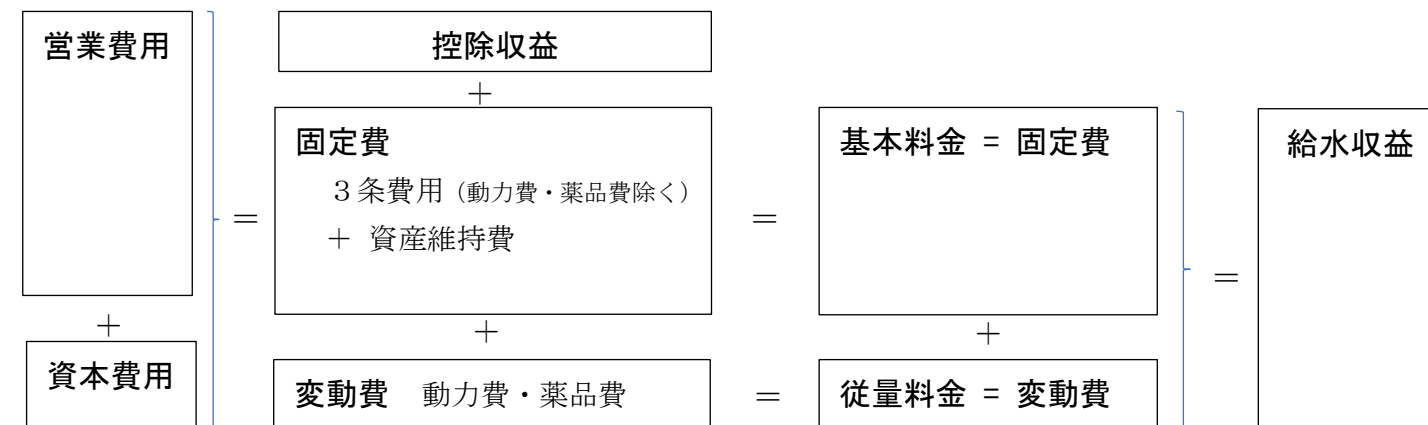
区分	内容
費用	①ベースとなる費用：両企業団の既存計画（経営戦略）の計画値を基本とする。 ②今回の計画における精査 ・各費用に昨今の物価や労務単価の上昇傾向を適切に反映 ・将来にわたる安定給水を確保できるよう、老朽化が進み、耐震性に欠ける施設・設備の計画的な更新を行うため作成する施設整備計画に基づく建設改良費を反映 ③統合の影響 ・統合後のシステム運営経費など、統合に伴う必要経費を反映 ・統合に伴う経費節減などの効果を反映
収入	① 水道用水供給料金 ・健全経営を維持するために必要な営業費用や資産維持費等を含めた総括原価方式により水道用水供給料金を算定

区分	内容
	② 統合効果 ア 国交付金の活用 統合初年度から9年度目にかけて資本的収入として、防災・安全交付金（水道事業運営基盤強化推進事業）を見込み、<u>国交付金活用による総括原価の抑制（控除収益として長期前受金戻入益を計上）を図る。</u> ③ 経営安定化のための県一般会計繰出金等 ア 県一般会計繰出金 新用水供給事業の経営安定化のため、<u>統合後10年間は新用水供給事業会計に対して県一般会計繰出金を定額で支出する。</u>なお、統合後受水団体となる各末端給水事業体に対しては、市町村水道総合対策事業補助金を支出しない。 イ 市町村の追加負担 （財政措置の見直し） <u>上記の県一般会計繰出金及び市町村追加負担の統合後11年目以降の取扱いは、統合後の経営状況や市町村一般会計による末端給水事業体に対する繰出額などを勘案して、統合後10年目までに検討する。</u>

3 水道用水供給料金

(1) 料金体系の基本的な考え方

- ・ 用水供給事業における経費は、給水量にかかわらず施設の維持管理や更新に必要となる固定的経費と給水量に応じた変動費で構成されており、その全額を安定的に回収するため、実際の使用水量によらない費用（固定費）に応じた基本料金と、実際の使用水量による費用（変動費）に応じた従量料金の二部料金制とする。



- ・ 料金水準については、健全経営を維持できるよう、各年度の収益的収支の均衡を図るとともに、将来の建設改良費の原資の一部となる資産維持費を確保できるようにする。
- ・ 5年ごとに収支見通しの見直しを行い、その結果、合理的かつ能率的な経営を行ってもなお恒常的な損失や資金不足が見込まれる場合には、料金改定を行う。

(2) 料金体系案

(趣旨)

- ・現在の両地域の供給単価に差があることから、統合後10年間は地域別料金とする。
- ・団体ごとに、これまで負担してきた高料金対策の程度に差があり、市町村水道総合対策事業補助金から用水供給事業への県一般会計繰出金へ変更した影響を少なくするため、受水団体ごとに基本料金の調整を行う。

(料金算定方法)

① 統合後10年目まで

ア 九十九里地域と南房総地域に分けて、それぞれの費用や控除収益を区分する。

イ 基本料金

- ・各地域の固定費単価に受水団体ごとの調整率を乗じて得た基本料金単価に基本水量を乗じて、料金を算定する。なお、受水団体の基本水量の按分率の算定は、令和7年度の両企業団で採用する方法に準じる。

ウ 従量料金

- ・各地域の変動費単価に受水団体ごとの有収水量を乗じて、料金を算定する。

② 統合後11年目以降

両地域合計の総括原価単価から基本料金単価・従量料金単価を設定し、料金を算定する。
なお、基本水量の算定方法は、施設能力によるものに統一する。

○基本料金の調整

- ・経営安定化のための県一般会計繰出金及び市町村追加負担による基本料金の減少効果は、基本水量の割合に応じて各受水団体に配分されるが、団体ごとに、これまでの市町村水道総合対策事業補助金を活用した高料金対策の程度に差があることを考慮し、基本料金の調整を行う。

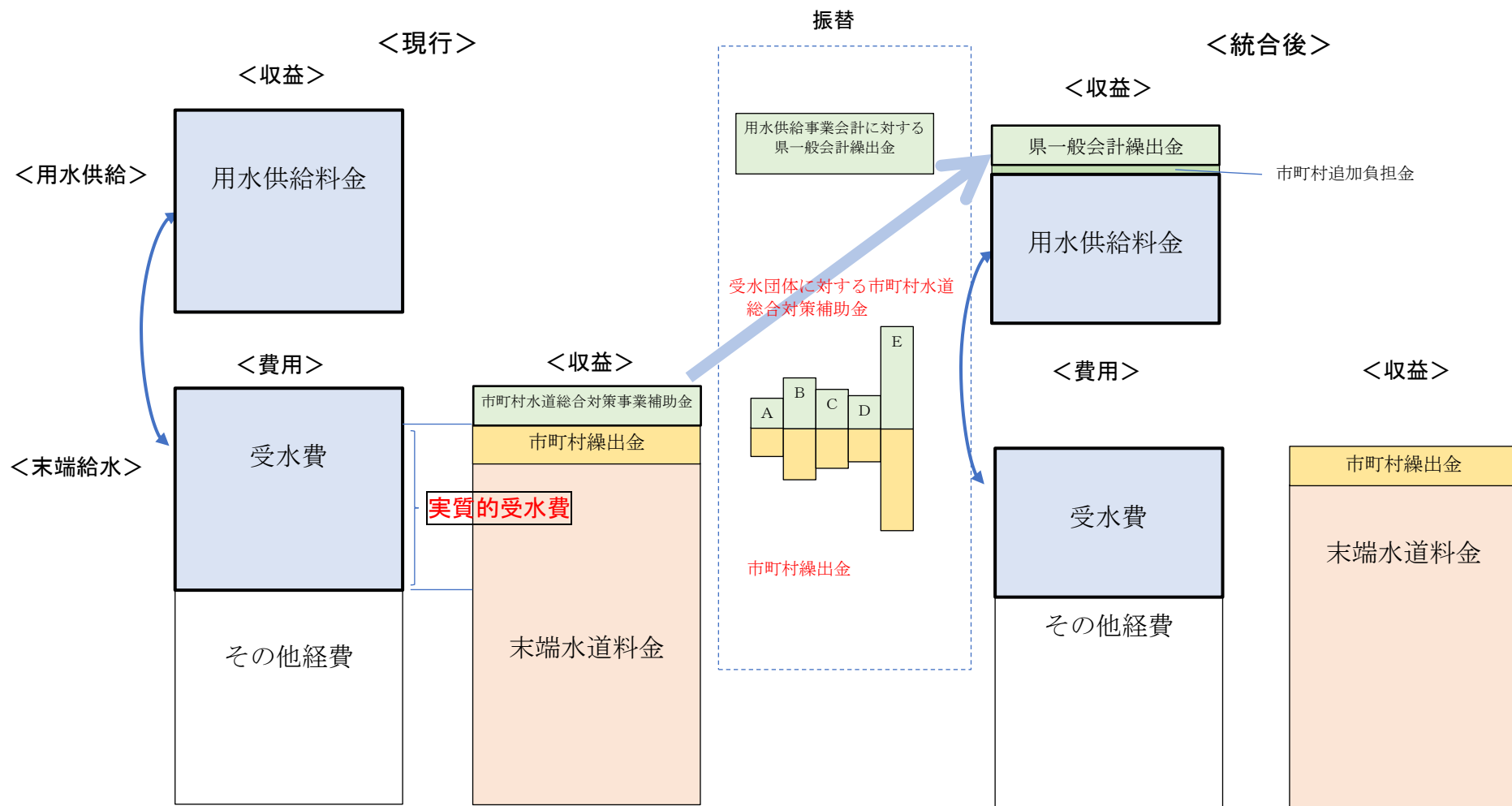
○参考 料金算定式

	統合初年度～１０年目まで		統合後１１年目以降
	九十九里地域	南房総地域	
基本料金	基本料金単価 × 基本水量 (１日最大給水量ベース)	基本料金単価 × 基本水量 (１日最大給水量ベース)	基本料金単価 × 基本水量 (１日最大給水量ベース)
基本料金単価	$\frac{\text{九十九里地域固定費}}{\text{施設能力 (m}^3\text{/日)} \times \text{年間日数}} \times \text{調整率}$	$\frac{\text{南房総地域固定費}}{\text{施設能力 (m}^3\text{/日)} \times \text{年間日数}} \times \text{調整率}$	$\frac{\text{両地域合計固定費}}{\text{施設能力 (m}^3\text{/日)} \times \text{年間日数}}$
固定費	九十九里地域の【３条費用－動力費・薬品費＋資産維持費－控除収益】	南房総地域の【３条費用－動力費・薬品費＋資産維持費－控除収益】	両地域合計の【３条費用－動力費・薬品費＋資産維持費－控除収益】
控除収益	九十九里地域の【(県一般会計繰出金額＋市追加負担額)＋長期前受金戻入等】	南房総地域の【(県一般会計繰出金額＋市追加負担額)＋長期前受金戻入等】	両地域合計の【(県一般会計繰出金額＋市追加負担額)＋長期前受金戻入等】
基本水量	受水団体ごとの一日最大給水量×年間日数 一日最大給水量は過去３か年平均を施設能力で補正（R7 水量は協議中のため暫定）	受水団体ごとの一日最大給水量×年間日数 一日最大給水量は認可水量を施設能力で補正	受水団体ごとの一日最大給水量×年間日数 一日最大給水量は認可水量を施設能力で補正
調整率	$\frac{\text{（調整前の基本料金－乖離額）}}{\text{調整前の基本料金}}$	$\frac{\text{（調整前の基本料金－乖離額）}}{\text{調整前の基本料金}}$	なし

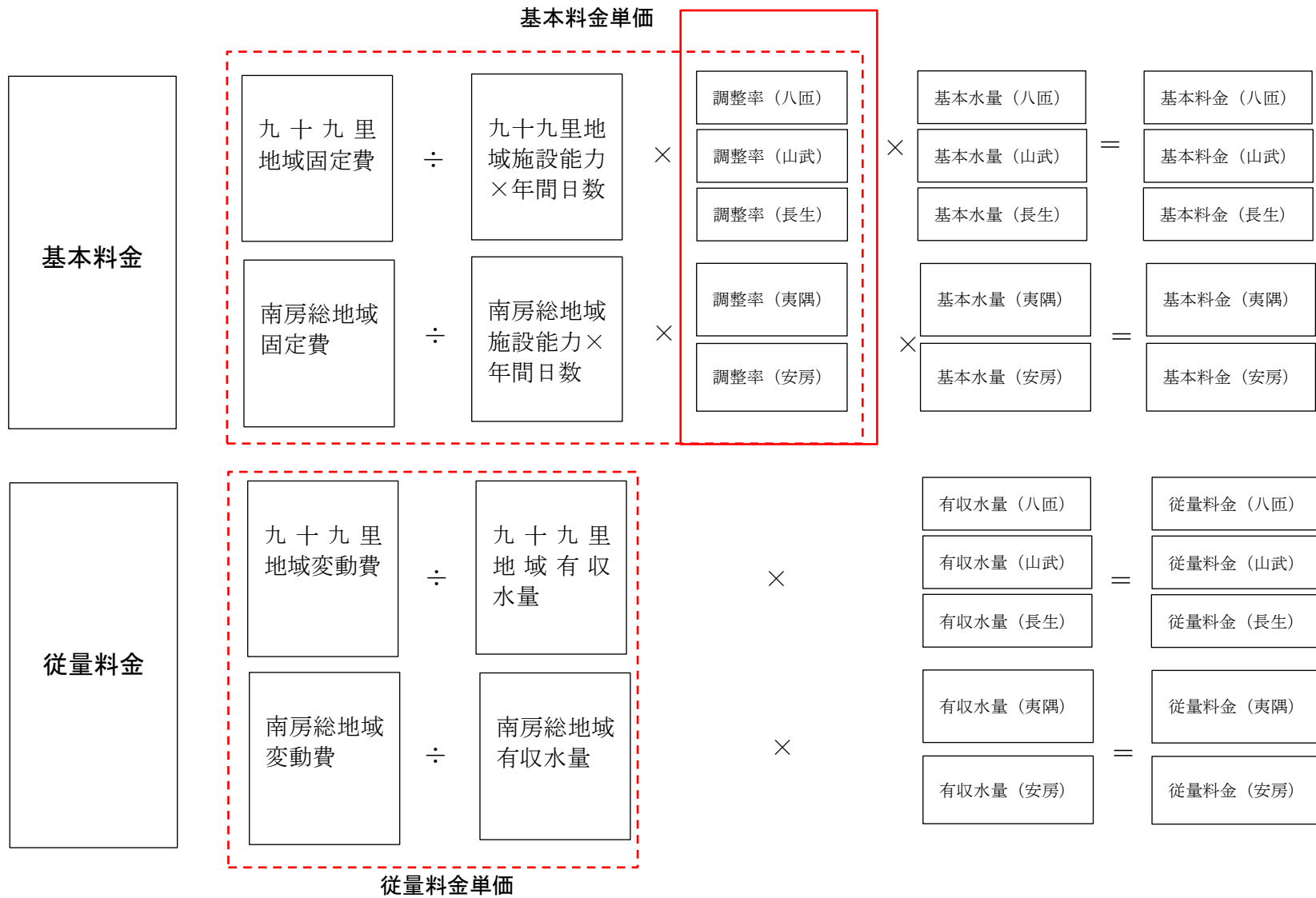
	統合初年度～１０年目まで		統合後１１年目以降
	九十九里地域	南房総地域	
乖離額	【(地域全体の市町村水道総合対策事業補助金実績額＋市町村追加負担額)÷地域全体の基本水量×受水団体ごとの基本水量】－ 【受水団体ごとの市町村水道総合対策事業補助金実績額＋市町村追加負担額】	【(地域全体の市町村水道総合対策事業補助金実績額＋市町村追加負担額)÷地域全体の基本水量×受水団体ごとの基本水量】－ 【受水団体ごとの市町村水道総合対策事業補助金実績額＋市町村追加負担額】	
従量料金	従量料金単価 × 有収水量	従量料金単価 × 有収水量	従量料金単価 × 有収水量
従量料金単価	九十九里地域変動費 ÷ 九十九里地域有収水量見込み	南房総地域変動費 ÷ 南房総地域有収水量見込み	両地域合計変動費 ÷ 両地域合計有収水量見込み
変動費	動力費・薬品費	動力費・薬品費	動力費・薬品費
有収水量	受水団体ごとの有収水量	受水団体ごとの有収水量	受水団体ごとの有収水量

○統合後の経営安定化のための県一般会計繰出金のイメージ

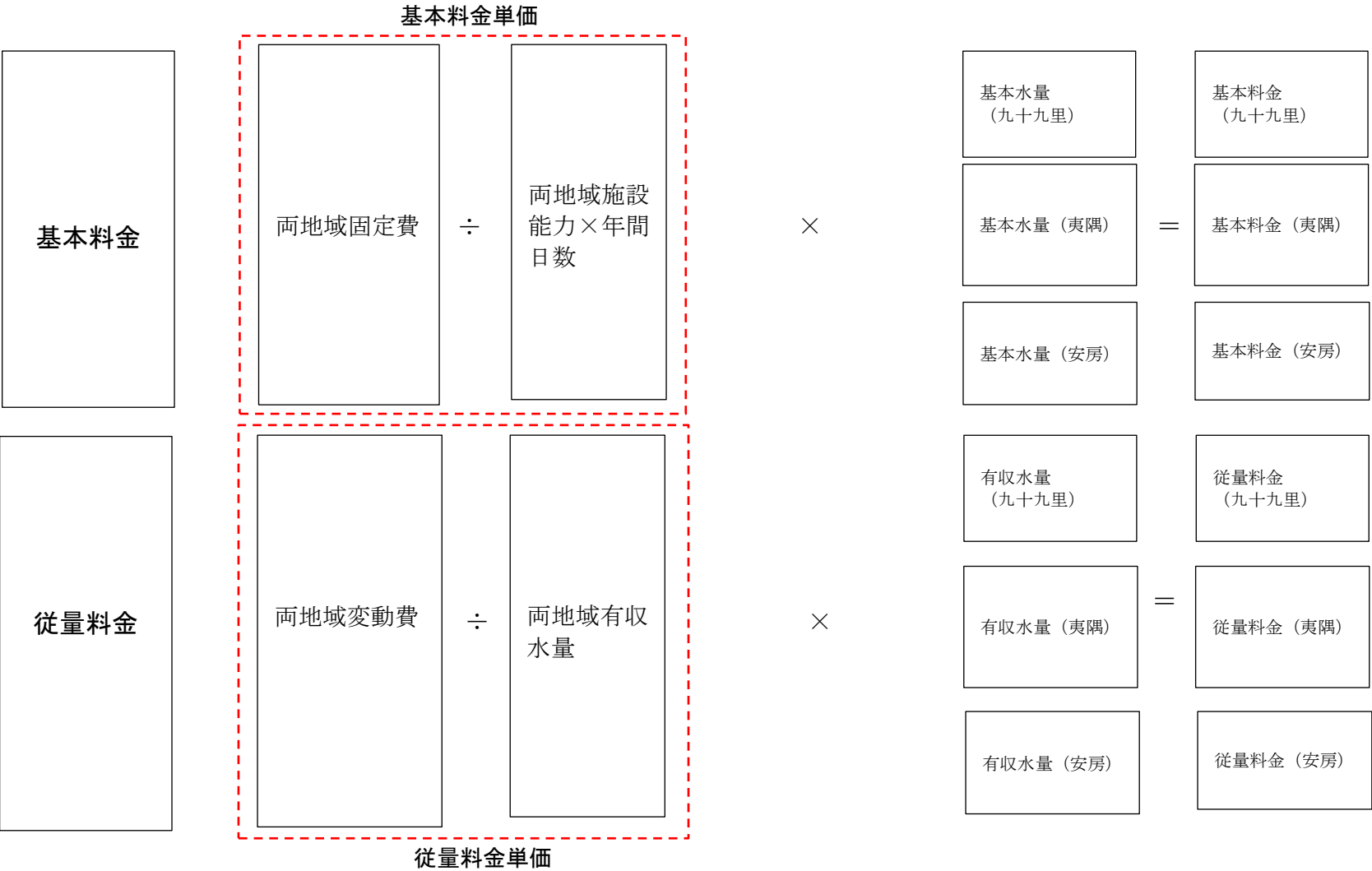
- ・統合後の用水供給事業に対し、経営安定のため、統合後10年間は県一般会計繰出金を定額で支出（統合前の市町村水道総合対策事業補助金相当額及び県追加負担金（市町村追加負担額と同額）の合計）
- ・受水団体ごとに、これまでの市町村水道総合対策事業補助金を活用した高料金対策の程度に差があり、市町村水道総合対策事業補助金から用水供給事業への県一般会計繰出金へ変更した影響を少なくするため、受水団体ごとに基本料金の調整を行う。



○統合後10年間の料金算定方法イメージ



○統合後 1 1 年目以降の料金算定方法イメージ



関係法令

● 水道法（抜粋）

第二条の二

1～3（略）

4 水道事業者等は、その経営する事業を適正かつ能率的に運営するとともに、その事業の基盤の強化に努めなければならない。

第十四条 水道事業者は、料金（中略）その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

2 前項の供給規程は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること

第二十八条 水道用水供給事業経営の認可は、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認められるときでなければ、与えてはならない。

一 当該水道用水供給事業の計画が确实かつ合理的であること。

● 地方公営企業法（抜粋）

第三条 地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

第二十一条 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

報告第 1 号

事務事業の調整結果について

部会所掌分の事務事業の調整結果について、別紙のとおり報告する。

令和 6 年 7 月 1 8 日

九十九里地域・南房総地域の水道用水
供給事業体と県営水道の統合協議会
会 長 熊 谷 俊 人

事務事業の調整結果一覧【総務部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会 報告日	協議会 報告日
7	職員研修	本項目は、各団体の職員研修内容や開催方法等について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	企業局では、千葉県企業局研修基本計画に基づき、新規採用職員研修などの一般研修や浄水処理技術など特定の業務に必要な知識や技能を習得する特別研修を実施している。 両企業団では、企業局の一般研修に相当する研修は実施しているものの、特別研修に相当する技術的な研修は一部実施していないものがある。 用水供給事業においても一般研修及び特別研修は必要であることから、企業局の「千葉県企業局研修基本計画」に統一して実施することとする。 なお、両企業団職員が、企業局の事務及び県の運用するシステムの操作等について統合後に支障なく行えるよう、統合までに研修機会を設けることとする。		
9	職員の安全衛生	本項目は、各団体の安全衛生業務内容（安全管理体制、研修の実施等）について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	各団体とも、労働安全衛生法及び団体ごとの要綱に基づき、事業規模に応じて安全衛生推進者等の選任及び業務を実施しており、大きな相違はなく、また、統合後において、両企業団は企業局の組織となるため、企業局の取扱いに統一することとする。 なお、統合後の安全衛生管理体制については、具体の組織体制を踏まえ、統合までに調整する。		
10	職員の健康診断等	本項目は、各団体の健康診断等業務内容について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	各団体とも、労働安全衛生法に基づき健康診断業務を実施しており、大きな相違はなく、また、統合後において、両企業団は企業局の組織となるため、企業局の取扱いに統一することとする。		

事務事業の調整結果一覧【総務部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会 報告日	協議会 報告日
11	職員の被服	本項目は、各団体の被服貸与制度の内容を確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	各団体とも被服等貸与規程に基づき被服貸与を実施しているが、統合後において、両企業団は企業局の組織となるため、「千葉県企業局職員被服等貸与規程」に基づき用水供給事業に従事する職員に被服を貸与することとする。 なお、統合に伴い新たに企業局の職員となる者へ年度当初に貸与できるよう、両企業団において企業局デザインの被服を統合までに準備することとする。		
15	退職金	本項目は、各団体の退職手当事務内容を確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	両企業団の退職手当事務は、千葉県市町村総合事務組合で共同処理しているが、企業局は自ら事務を処理している。統合後において、両企業団は企業局の組織となるため、企業局の取扱いに統一することとする。 なお、両企業団は退職手当支給事務を行っている千葉県市町村総合事務組合から解散日をもって脱退することとなり、その際に清算される退職金相当額は、統合後、企業局が引き継ぐこととする。		
16	人事給与システム	本項目は、各団体のシステムの状況等及び企業局システムの改修要否を確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	各団体とも、それぞれ異なる人事・給与に係るシステムを運用しているが、統合後において、両企業団は県の組織となるため、県のシステムに統一することとする。 人事情報管理システムについては、改修を要しないが、給与システムについては、統合までに県において必要な改修を実施し、その費用は、両企業団で負担することとし、負担割合は両企業団で折半とする。		
17	給与控除事務	本項目は、各団体における、職員に対する給与支給額からあらかじめ控除する項目	各団体の給与控除事務は、加入する共済組合の違いにより控除項目の内容に相違があるが、統合後において、両企業団は		

事務事業の調整結果一覧【総務部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会 報告日	協議会 報告日
		(法定控除、法定外控除の内容等)を確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	企業局の組織となるため、企業局の取扱いに統一することとする。 なお、共済貯金など共済組合の異動に伴い給与から控除できなくなる項目については、両企業団において、統合までに職員に周知を図ることとする。		
18	社会保険支払い事務	本項目は、各団体の社会保険支払い事務内容(健康保険、介護保険、厚生年金保険、労働保険に係る手続き等)を確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	各団体の社会保険支払い事務は、加入する共済組合の違いによる手続き等の相違があるが、統合後において、両企業団は企業局の組織となるため、企業局の取扱いに統一することとする。 なお、共済組合の脱退に係る届出や、年金事務所や労働局への適用事業所の廃止届の提出などの企業団の解散に伴う手続きについては、遺漏なく実施することとする。		
19	職員の給与の公表に関すること	本項目は、各団体の職員の給与の公表に関する事務内容を確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	各団体とも、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき公表しており、条例及び公表内容に大きな相違がなく、また、統合後において、両企業団は企業局の組織となるため、企業局の取扱いに統一することとする。 なお、統合前年度分の実績に係る公表方法については、統合までに調整する。		
22	公務災害補償等	本項目は、各団体の公務災害補償の申請や認定方法を確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	公務災害補償の認定は各団体共通して地方公務員災害補償基金千葉県支部(県総務ワークステーション)で行っており、内容に相違がないことから、引き続き地方公務員災害補償基金千葉県支部にて取り扱うこととする。 なお、統合前年度分の取扱い(精算等)については、統合までに調整する。		

事務事業の調整結果一覧【総務部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会 報告日	協議会 報告日
24	文化財事務	本項目は、各団体の埋蔵文化財に係る事務内容を確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	各団体とも、埋蔵文化財の取扱いについて、事業計画策定時に所管の教育委員会と事前協議を行っており、大きな相違はなく、また、統合後において、両企業団は企業局の組織となるため、企業局の取扱いに統一することとする。 なお、統合前年度における次年度土木事業把握のための照会への回答は、企業局で処理することとする。		
25	条例規程の整備・ 取りまとめ	本項目は、各団体の例規を確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	用水供給事業の新設にあたり、その設置根拠や経営の基本、水道用水の供給に関し必要な事項などを条例で定める必要があるため、条例案を令和7年9月議会に上程することを目途に、条例審査等所要の手続きを行うこととする。 また、その他の制定又は改正が必要な例規についても、統合までに制定改正できるよう必要な調整を行うこととする。		
26	文書審査	本項目は、各団体の文書審査事務内容を確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	各団体とも、行政文書規程等に基づき文書審査を行っており、文書主任の設置の有無に相違があるが、統合後において、両企業団は企業局の組織となるため、企業局の取扱いに統一することとし、「千葉県企業局行政文書規程」のとおりとする。		
27	決裁（専決事項）	本項目は、各団体の処務及び財務に関する専決事項を確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	各団体の決裁における専決事項は、役職等により相違はあるが、統合後において、両企業団は企業局の組織となるため、企業局の取扱いに統一することとし、「千葉県企業局処務規程」及び「千葉県企業局財務規程」のとおりとする。 なお、新用水供給事業に係る具体的な専決事項については、組織体制を踏まえ、統合までに調整することとする。		
28	文書様式	本項目は、各団体の文書様式を確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	各団体とも、行政文書規程等で文書様式を定めており、文書様式に相違はあるが、統合後において、両企業団は企業局の		

事務事業の調整結果一覧【総務部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会 報告日	協議会 報告日
			組織となるため、企業局の取扱いに統一することとし、統合後は「千葉県企業局行政文書規程」で定める様式を使用する。		
30	公印の作成・管守	本項目は、各団体の公印取扱い内容を確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	各団体とも、行政文書規程等に基づき公印の作成・管守を行っているが、統合後において、両企業団は企業局の組織となるため、企業局の取扱いに統一することとし、統合後は「千葉県企業局行政文書規程」に基づき、公印の作成・管守を行うこととする。 また、統合までに、必要となる公印を整備する。		
31	広報宣伝、広報誌、ホームページ等の統一	本項目は、各団体の広報業務内容を確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	1 統合後、地域住民に安心・安全な水道用水を安定的に供給する仕組み等について幅広く周知するため、各種広報媒体を活用して広報活動を行う。なお、統合前に必要となる入札参加事業者等への広報活動については、内容ごとに関係部局で周知を行う。 2 広報 【紙】 ・統合後、必要に応じリーフレット・パンフレットを作成し配布する。 ・施設見学者用の資材は各浄水場にて、作成・配布する。 【ホームページ】 ・県ホームページに新用水供給事業のページを作成する。 ・両企業団のホームページは統合後 1 年程度残しておくこととし、新たに作成した新用水供給事業のページへのリンクを掲載する。 【SNS】		

事務事業の調整結果一覧【総務部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会 報告日	協議会 報告日
			・千葉県公式 SNS を活用し周知する。 【イメージキャラクター】 ・チーバくんを活用することを基本とする。 3 啓発活動 【水道週間】 ・現状のとおりとする。 【浄水場見学】 ・統合後も引き続き各浄水場での見学を継続する。		

事務事業の調整結果一覧【経理・業務部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会 報告日	協議会 報告日
33	固定資産管理事務	本項目は、各団体の固定資産の範囲及び事務処理方法について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	各団体とも、それぞれ所管する財務規程等により、固定資産の範囲及び事務処理を定めているが、大きな相違はなく、「千葉県企業局財務規程」による事務処理として支障がないため、統合後は「千葉県企業局財務規程」に基づき、事務を実施するものとする。		
34	貯蔵品管理事務	本項目は、各団体の貯蔵品について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	各団体とも、それぞれ所管する財務規程等により、貯蔵品の取扱いについて定めているが、事務処理に大きな相違はなく、「千葉県企業局財務規程」等による事務処理として支障はないため、統合後は「千葉県企業局財務規程」等に基づき、事務を実施するものとする。		
35	庁舎等維持管理事務	本項目は、各団体の庁舎維持管理事務の状況について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	各団体とも、各種関係法令及び団体ごとの庁舎管理に係る規程・規則に基づいて庁舎維持管理事務を実施しているが、団体ごとの規程・規則の内容は大きな相違がなく、「千葉県企業局庁舎管理規程」による事務処理として支障がないため、統合後は各種関係法令のほか、「千葉県企業局庁舎管理規程」に基づき、事務を実施するものとする。		
36	公用車等維持管理事務	本項目は、各団体の公用車等維持管理事務の状況について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	各団体とも、それぞれ所管する公用車に係る規程・要綱等により公用車等の維持管理等について定めているが、事務処理に大きな相違はなく、「千葉県企業局公用自動車等管理運営要綱」等による事務処理として支障がないため、統合後は「千葉県企業局公用自動車等管理運営要綱」等に基づき、事務を実施するものとする。 ただし、県においては、全ての公用車にドライブレコーダーの搭載を義務付けているところ、南房総広域水道企業団に		

事務事業の調整結果一覧【経理・業務部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会 報告日	協議会 報告日
			においては、ドライブレコーダー未搭載の車両があるため、当該車両については、統合までにドライブレコーダーを南房総広域水道企業団で整備するものとする。		
38	普通財産の取得、 管理及び処分に関する事務	本項目は、各団体の普通財産の取得、管理及び処分に関する事務の状況について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	各団体とも、それぞれ所管する財務規程により、普通財産の取扱いを規定しているが、両企業団においては、現在、保有する普通財産はない。 このため、今後、用水供給事業において新たに普通財産を取り扱う必要性が生じた場合は、「千葉県企業局財務規程」による事務処理として支障がないことから、統合後は「千葉県企業局財務規程」に基づき、事務を実施するものとする。		
39	土地の賃貸費、行政財産の目的外使用	本項目は、各団体の土地の賃貸費、行政財産の目的外使用の状況について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	土地の賃貸借、行政財産の目的外使用については、使用料が異なる等、各団体で事務処理に相違がある。 しかしながら、統合後において、両企業団は企業局の組織となることから、統合後は「千葉県企業局行政財産等使用許可及び貸付規程」に基づき、事務を実施するものとする。 なお、現在、両企業団において行政財産使用許可又は貸付をしている土地等について、「千葉県企業局行政財産等使用許可及び貸付規程」と異なる取扱いとしているものは、統合までに両企業団において関係者に周知を図り、統合後の取扱いを改めるものとする。		
42	企業債の借入、償還事務	本項目は、各団体の企業債の借入、償還事務の事務処理について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	統合後において、両企業団は企業局の組織となることから、統合後は事務処理について企業局に統一するものとする。		

事務事業の調整結果一覧【経理・業務部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会 報告日	協議会 報告日
			なお、両企業団が償還中の企業債については、統合までに企業局への企業債の承継に係り、必要となる手続きを実施するものとする。		
43	水道用水供給事業の 会計事務	本項目は各団体の会計事務の事務処理について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	各団体において、それぞれ所管する財務規程等に基づき事務処理を行っているところである。 統合後において、両企業団は企業局の組織となることから、統合後は「千葉県企業局財務規程」「千葉県企業局経理事務の手引き」に基づき事務を実施するものとする。		
48	会計システム管理 運営	本項目は、各団体の会計システムの管理運営状況について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	各団体において、それぞれ会計システムを管理運営しているところであるが、統合後は両企業団の事業・会計を統合するため、また、企業局の会計システムに統一することが効率的であるため、統合後は企業局の会計システムに統一して管理運営を実施するものとする。		
49	会計システムの データ移行	本項目は、各団体の会計システムのデータについて、統合時のデータ移行の取扱いについて整理するもの。	会計システムについては、統合後は企業局のシステムに統一することから、両企業団は、現行の両企業団の会計システムのデータを企業局の会計システムの仕様に沿う形で提供することとし、これら移行データの調製は、企業局と調整のうえで、両企業団において実施・負担するものとする。		
50	小切手振出	本項目は、各団体の小切手振出の事務処理について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	各団体とも、それぞれ所管する財務規程等により、小切手振出について定めているが、事務処理に大きな相違はなく、「千葉県企業局財務規程」等による事務処理として支障がないため、統合後は「千葉県企業局財務規程」等に基づき、事務を実施するものとする。		

事務事業の調整結果一覧【経理・業務部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会 報告日	協議会 報告日
51	現金の取扱	本項目は、各団体の現金の取扱いについて確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	各団体とも、それぞれ所管する財務規程等により、現金の取扱について定めているが、事務処理に大きな相違はなく、「千葉県企業局財務規程」等による事務処理として支障がないため、統合後は「千葉県企業局財務規程」等に基づき、事務を実施するものとする。		
54	業務状況説明書	本項目は、各団体の業務状況説明書・予算執行計画書の取扱いについて確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	業務状況説明書については、両企業団とも地方公営企業法第40条の2の規定に基づき、それぞれの条例で定めるところにより、団体ごとに作成している。 統合後においては、両企業団の事業・会計を統合し、企業局の用水供給事業として業務状況説明書を作成するため、業務状況説明書の調製に支障がないよう、地方公営企業法第40条の2の規定に基づき、統合までに「千葉県水道事業、工業用水道事業及び造成土地管理事業の設置等に関する条例」の改正を行うものとする。 なお、両企業団の統合前年度分の業務状況説明書については、事務を承継する企業局において作成するものとする。 (参考) 地方公営企業法第40条の2 (抜粋) 管理者は、条例で定めるところにより、毎事業年度少くとも二回以上当該地方公営企業の業務の状況を説明する書類を当該地方公共団体の長に提出しなければならない。 予算執行計画書については、それぞれ所管する財務規程等に基づき作成しているが、各団体とも事務処理に大きな相違がな		

事務事業の調整結果一覧【経理・業務部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会 報告日	協議会 報告日
			く、「千葉県企業局財務規程」による事務処理として支障がないため、統合後は「千葉県企業局財務規程」に基づき、事務を実施するものとする。		
56	各種共通物品の出納 保管事務	本項目は、各団体の各種共通物品の出納保管事務の事務処理について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	企業局においては、「千葉県企業局物品管理要領」等により物品の管理・保管等について規定しているところ、両企業団においては、該当する要領等がないなど、各団体で事務処理に相違がある。 しかしながら、統合後において、両企業団は企業局の組織となることから、「千葉県企業局物品管理要領」等に基づき、事務を実施するものとする。		
60	入札参加資格審査及 び登録	本項目は、各団体の入札参加資格審査及び登録状況について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	両企業団においては、団体ごとに入札参加資格審査及び名簿登録を行っているが、統合後において、両企業団は県の組織となることから、統合後は、千葉県の入札参加資格者名簿に統一する必要がある。 このため、両企業団においては、統合前年度の入札資格審査及び名簿登録に支障が生じないよう、現在の名簿登録事業者等の地元関係者に周知を図るものとする。		
64	水道用水供給料金の 更正・還付	本項目は、各団体の過誤納金にかかる更正・還付の事務処理について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	各団体において、それぞれ所管する財務規程で、過誤納金について規定しているが、事務処理に大きな相違はなく、「千葉県企業局財務規程」による事務処理として支障がないため、統合後は、「千葉県企業局財務規程」に基づき、事務を実施するものとする。		

事務事業の調整結果一覧【経理・業務部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会 報告日	協議会 報告日
65	用水供給料金の収納	本項目は、各団体の料金の収納事務（不納欠損）の取扱いを確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	水道用水供給事業は、市、町、一部事務組合（企業団、組合）を対象に料金の徴収を行っており、不納欠損は生じないため、調整不要。		
66	水道統計調査	本項目は、各団体の水道統計調査の取扱いを確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	水道統計調査は、厚生労働省（令和6年度からは国土交通省）通知に基づき、行われているものであり、両企業団とも、通知に基づいて、適切に事務を実施している。 統合後は、両企業団の事業・会計を統合するため、水道用水供給事業として水道統計調査に係る事務を行うものとする。		
67	地方公営企業決算統計	本項目は、各団体の地方公営企業決算統計の取扱いを確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	地方公営企業決算統計は、総務省通知に基づき、行われているものであり、両企業団とも、通知に基づいて、適切に事務を実施している。 統合後は、両企業団の事業・会計を統合するため、水道用水供給事業として地方公営企業決算統計に係る事務を行うものとする。		
68	水道事業年報の作成	本項目は、各団体の水道事業年報の取扱いを確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	水道事業年報は、水道法第24条の2の規定に基づき、作成・公表されているものであり、両企業団とも、法に基づいて、適切に事務を実施している。 統合後は、両企業団の事業・会計を統合するため、水道用水供給事業として水道事業年報に係る事務を行うものとする。		

事務事業の調整結果一覧【工務部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会 報告日	協議会 報告日
70	開発行為の協議	本項目は、都市計画法上の開発行為に係る開発事業者から水道事業体への協議について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	当該協議は、末端給水事業体で対応するものであり、用水供給事業では取り扱わないため、調整不要。		
71	土地区画整理事業等における水道施設に係る協議及び指導	本項目は、土地区画整理法上の土地区画整理事業に係る施行者から水道事業体への協議及び施行者への指導について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	当該協議及び指導は、末端給水事業体で対応するものであり、用水供給事業では取り扱わないため、調整不要。		
72	取水、導水、送水管敷設事業	本項目は、両企業団における取水、導水、送水管の新規の敷設事業の予定や手続きについて確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	現時点では、取水、導水、送水管の新規敷設の予定はない。 送水管の新規敷設に係る手続きについては、末端給水事業体への給水地点の変更に伴って必要となる可能性があり、南房総広域水道企業団では、「末端給水事業体への給水地点の変更（移設、新設）に関する要綱」を定めて対応しているが、九十九里地域水道企業団では同種の要綱を定めていないことから、新用水供給事業として統一的に運用するため、統合までに南房総広域水道企業団の要綱を参考に新用水供給事業としての要綱を定め、対応するものとする。		
73	水源整備事業	本項目は、両企業団において確保している水源について整理するとともに、当該水源で水需要に対応可能か確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	両企業団ともに、統合後の水需要に対応できる水源を確保している。統合後も新用水供給事業として現行の水源を確保することとする。		
118	水利権（申請）	本項目は、両企業団の水利権の状況について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	両企業団ともに、統合後の水需要に対応できる水利権を確保している。統合後も新用水供給事業として水需要に対応できる		

事務事業の調整結果一覧【工務部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会 報告日	協議会 報告日
			水利権を確保することとし、統合までに河川法に基づく必要な手続きを進めることとする。		
120	導水・送水管移設 改良工事	本項目は、各団体における導水、送水管移設改良工事の予定や、手続きについて確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	現時点では導水・送水管の移設改良工事の予定はない。 導水、送水管移設改良工事に係る手続きについては、他企業等の工事に伴い必要となる可能性があり、各団体とも、国土交通省の「公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱」を基本として、適切に対応していることから、新用水供給事業としても現行どおりの取扱いとする。		

事務事業の調整結果一覧【維持管理部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会 報告日	協議会 報告日
107	取水、導水、送水管等の修繕	本項目は、両企業団の事故等緊急時における取水、導水、送水管等の修繕に関する対応方法について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	両企業団ともに、管路破損による漏水修繕などの緊急工事に係る緊急工事取扱要領を規定しており、内容に大きな相違がないことから、統合までに新用水供給事業として取扱要領を整備し、事故等緊急時に的確に対応することとする。		
108	修繕に伴う委託業務（設計・監督・指導）	本項目は、各団体の事故等緊急時における修繕に伴う委託業務の取扱いについて確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	緊急工事に伴う業務は、各団体ともに直営で行っていることから、調整不要。		
109	修繕受付から精算までの事務	本項目は、各団体の事故等緊急時における修繕受付から精算までの処理方法について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	緊急工事に伴う修繕受付から精算までの事務の流れについては、各団体ともに大きな相違はなく、企業局の事務処理に合わせて支障がないことから、統合後は企業局の財務規程や契約に関する各種要領等に基づき処理することとする。		
116	渇水対策	本項目は、両企業団の渇水対策の状況について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	（対策本部の設置） 企業局の「千葉県企業局の災害・危機管理における各対策本部の設置に関する要綱」では、災害や危機の発生時に迅速かつ的確に対応するため、対策本部を設置することとしており、統合後は、企業局の組織として渇水対策を実施することから、同要綱に新用水供給事業を位置付けるよう、統合までに同要綱を改訂する。 （受水団体との連絡調整） 両企業団ともに渇水時における円滑な水需給の調整を図るため、企業団と受水団体で構成する渇水対策連絡協議会を設置しており、統合後は、渇水対策連絡協議会を統一することとし、統合までに新用水供給事業としての設置要綱を策定することとする。		

事務事業の調整結果一覧【維持管理部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会 報告日	協議会 報告日
117	応急給水用資器材の 確保・管理	本項目は、両企業団の応急給水活動の取組及び、応急給水用資器材の確保・管理方法について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	両企業団の浄水場は、県地域防災計画において給水車への補給拠点に位置づけられており、各浄水場で消火栓ホースや接続器具等の給水車に補給するために必要な資器材を確保・管理している。統合後も引き続き、市町村が行う応急給水に積極的に協力するため、給水車への補給に必要な資器材を確保・管理していくこととする。		